

- 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）（第一条関係）【公布日、令和八年四月一日、令和八年十月一日又は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 1
- 医療法（抄）（第二条関係）【令和九年四月一日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は令和九年十月一日施行】 1
- 医療法（抄）（第三条関係）【令和十年四月一日施行】 47
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）（抄）（第四条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 20
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）（第五条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日施行】 51
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）（第六条関係）【令和九年四月一日又は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 61
- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（抄）（第七条関係）【令和八年四月一日、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 79
- 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）（第七条関係）【令和八年四月一日、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日、令和九年四月一日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 104
- 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）（第八条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 121
- 国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）（抄）（第九条関係）【公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 133
- 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（第十条関係）【公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日又は公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】 124

○がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百十一号) (抄) (第二十六条関係) 【公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

(傍線部分は改正部分)

目次		第一章～第五章 (略)	第六章 罰則 (第五十二条～第五十九条)	附則
9	この法律において「匿名化」とは、がんに罹患した者に関する	（略）	（略）	（略）
8	この法律において「都道府県がん情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報（匿名化又は仮名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。	（略）	（略）	（略）
7	この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報（匿名化又は仮名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。	（略）	（略）	（略）
6	この法律において「全国がん登録情報」とは、全国がん登録データベースに記録された第五条第一項に規定する登録情報（匿名化又は仮名化が行われていないものに限り、次章第二節及び第三節の規定により利用し、又は提供される場合を含む。）をいう。	（略）	（略）	（略）
5	この法律において「がんに係る調査研究」とは、がん、がん医療等及びがんの予防に関する統計の作成その他の調査研究（匿名化又は仮名化を行った情報を当該調査研究の成果として自ら利用し、又は提供することを含む。）をいう。	（略）	（略）	（略）
4	（略）	（略）	（略）	（略）
3	（略）	（略）	（略）	（略）
2	（略）	（略）	（略）	（略）
1	（略）	（略）	（略）	（略）

2・3 (略)

(都道府県知事による審査等及び提出)

第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について、厚生労働省令で定めるところにより、審査及び整理（当該届出対象情報に医療保険被保険者番号等（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。）が含まれる場合には、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条第一項に規定する保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを用いた審査及び整理）を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

2・3 (略)

(都道府県知事による審査等及び提出)

第八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 (略)

(削る)

(全国がん登録データベースにおける全国がん登録情報の保存及び匿名化)

第十五条 (略)

2 | 厚生労働大臣は、前項の規定による匿名化を行おうとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

3 | 前項に規定する審議会等の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者が含まれるものとする。

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必

(厚生労働大臣による利用等)

第十七条 厚生労働大臣は、国のがん対策の企画立案又は実施に必

# ○がん登録等の推進に関する法律(抄)

(平成二十五年十二月十三日)

(法律第一百十一号)

第五章 雜則(第四十九条—第五十一条)  
第六章 罰則(第五十二条—第六十条)  
附則

## 第一百八十五回臨時国会 第百八十五回臨時国会 第一章 総則

(目的)

第二次安倍内閣

改正 平成二六年 五月三〇日法律第四二号

同 二六年 六月一三日同 第六七号

令和 三年 五月一九日同 第三七号

同 四年 六月一七日同 第六八号

がん登録等の推進に関する法律をここに公布する。

がん登録等の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 全国がん登録

第一節 全国がん登録データベースの整備(第五条)

第二節 情報の収集、記録及び保存等(第六条—第十六条)

第三節 情報の利用及び提供(第十七条—第二十二条)

第四節 権限及び事務の委任(第二十三条・第二十四条)

第五節 情報の保護等(第二十五条—第三十八条)

第六節 雜則(第三十九条—第四十三条)

第三章 院内がん登録等の推進(第四十四条・第四十五条)

第四章 がん登録等の情報の活用(第四十六条—第四十八条)

の診療の状況を適確に把握することが必要である」とに鑑み、院内がん登録により得られる情報その他のがんの診療に関する詳細な情報（以下「がん診療情報」という。）の収集が図られなければならない。

4 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報については、これらががん患者の診療等を通じて得られる貴重な情報であることに鑑み、民間によるものを含めがんに係る調査研究のために十分に活用されるとともに、その成果ががん患者及びその家族をはじめとする国民に還元されなければならない。

5 がんの罹患、診療、転帰等に関する情報が特に適正な取扱いが求められる情報であることに鑑み、がん登録及びがん診療情報の収集に係るがんに罹患した者に関する情報は、厳格に保護されなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第四条 国、都道府県、市町村、病院及び診療所の開設者及び管理者並びに前条第四項に規定する情報の提供を受ける研究者は、同条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

## 第一章 全国がん登録

### 第一節 全国がん登録データベースの整備

第五条 厚生労働大臣は、次節の定めるところにより収集される情報に基づき、原発性のがんごとに、登録情報（次に掲げる情報及び附属情報をいう。次節において同じ。）並びに第十五条第一項

の規定により匿名化を行つた情報並びに第二十一条第五項及び第六項の規定により記録することとなる情報を記録し、及び保存するデータベースを整備しなければならない。

一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

（厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める住所）の存する都道府県及び市町村の名称

三 診断により当該がんの発生が確定した日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に關し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に關し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に關し厚生労働省令で定める事項

七 当該がんの治療の内容に關し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんの診断又は治療を行つた病院又は診療所に關し厚生労働省令で定める事項

九 当該がんに罹患した者の生存確認情報（生存しているか死亡したかの別及び生存を確認した直近の日として厚生労働省令で定める日（死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日及びその死亡の原因に關し厚生労働省令で定める事項）をいう。以下同じ。）

十 その他厚生労働省令で定める事項

2 前項の「附属情報」とは、次条第一項に規定する病院等から同項の規定による届出（同項の厚生労働省令で定める期間を経過し

た後に行われる同項に規定する届出対象情報の届出（その届け出る情報についてがんに係る調査研究における有用性が認められないものとして政令で定める届出を除く。）を含む。同条第二項及び第五項並びに第七条第一項を除き、以下、この章において単に「届出」という。）がされた次条第一項に規定する届出対象情報をいう。

3 第一項のデータベースの整備に当たっては、同一人の複数の原発性のがんの把握が容易となるようにするものとする。

#### 第二節 情報の収集、記録及び保存等

##### （病院等による届出）

**第六条** 病院又は次項の規定により指定された診療所（以下この章において「病院等」という。）の管理者は、原発性のがんについて、当該病院等における初回の診断が行われたとき（転移又は再発の段階で当該病院等における初回の診断が行われた場合を含む。）は、厚生労働省令で定める期間内に、その診療の過程で得られた当該原発性のがんに関する次に掲げる情報（以下「届出対象情報」という。）を当該病院等の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該がんに罹患した者の氏名、性別、生年月日及び住所

二 当該病院等の名称その他当該病院等に関し厚生労働省令で定める事項

三 当該がんの診断日として厚生労働省令で定める日

四 当該がんの種類に関し厚生労働省令で定める事項

五 当該がんの進行度に関し厚生労働省令で定める事項

六 当該がんの発見の経緯に関し厚生労働省令で定める事項

七 当該病院等が行つた当該がんの治療の内容に関し厚生労働省令で定める事項

八 当該がんに罹患した者の死亡を確認した場合にあつては、その死亡の日

九 その他厚生労働省令で定める事項

2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、その開設者の同意を得て、当該都道府県の区域内の診療所のうち、届出対象情報の届出を行う診療所を指定する。

3 都道府県知事は、前項の規定による指定を行うに当たっては、診療に関する学識経験者の団体の協力を求めることができる。

4 第二項の規定により指定された診療所は、その指定を辞退することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により指定された診療所の管理者が第一項の規定に違反したとき又は当該診療所が同項の規定による届出を行うことが不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

##### （届出の勧告等）

**第七条** 都道府県知事は、病院の管理者が前条第一項の規定に違反した場合において、がんの罹患、診療、転帰等の状況を把握するため特に必要があると認めるときは、当該管理者に対し、期限を定めて当該違反に係る届出対象情報の届出をするよう勧告する。」

とができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた病院の管理者が、同項の期限内にその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

#### （都道府県知事による審査等及び提出）

- 第八条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報（以下この章において「都道府県整理情報」という。）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たつては、全国がん登録データベースを用いて、都道府県がん情報を利用することができる。

#### （厚生労働大臣による審査等及び記録）

- 第九条** 厚生労働大臣は、前条第一項の規定により都道府県知事が提出された都道府県整理情報について審査及び整理を行い、その結果得られた第五条第一項の規定により全国がん登録データベースに記録されるべき登録情報を全国がん登録データベースに記録しなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の規定による審査及び整理を行うに当たつては、全国がん登録データベースを用いて、全国がん登録情報を利用することができる。

#### （厚生労働大臣による審査等のための調査）

#### 第十条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定による審査及び整理を行つて、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の

- 厚生労働省令で定める事項に関する調査を行う必要があると認めるときは、その旨を関係都道府県知事に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた都道府県知事は、当該通知に係る事項に関する調査を行い、その結果を厚生労働大臣に報告するものとする。

#### （死亡者情報票の作成及び提出）

##### 第十一条 市町村長（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

- 第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。次項において同じ。）は、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡の届書その他の関係書類に基づいて、死亡者情報票（死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時ににおける住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める情報の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他のの知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）又はこれらの情報を記載した書類をいう。以下この章において同じ。）を作成し、これを都道府県の設置する保健所の長（地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第五条第一項の政令で定める市又は特別区にあつては、当該市又は特別区の設置する保健所の長）に提出しなければならない。

は、あらかじめ、第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の幾闘の意見を聽かなければならぬ。

## 第二十三条 次に掲げる厚生労働大臣の

次に掲げる厚生労働大臣の権限及び事務は、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）に行わせるものとする。

都道府県がんデータベースを整備した場合における第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに前条第八項及び第九項の規定の適用については、第十八条第一項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化

「情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは同条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、第十九条第一項中「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報若しくは第二十二条第三項の規定により匿名化を行った情報」と、「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は同条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、第二十条中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は第二十

二条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と 前条第八項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、同条第九項中「全国がん登録データベース」とあるのは「全国がん登録データベース又は次条第二項に規定する都道府県がんデータベース」と、「特定匿名化情報」とあるのは「特定匿名化情報又は同条第三項の規定により匿名化を行つた情報」とす

## 第四節 権限及び事務の委任

条第七項中「厚生労働大臣」とあるのは「国立研究開発法人国立がん研究センター」と、「第一項から第三項までの規定による提供、第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」とあるのは「第四項の規定による匿名化若しくは提供又は第五項の規定による匿名化」と、「第十五条第二項に規定する審議会等」とあるのは「第二十三条第二項の規定により読み替えて適用する第十五条第二項の合議制の機関」とする。

(平二六法六七・一部改正)

(都道府県知事の権限及び事務の委任)

**第十四条** 都道府県知事は、次に掲げる当該都道府県知事の権限及び事務を行うのにふさわしい者として政令で定める者に、これらの権限及び事務を行わせることができる。

一 第六条第一項、第八条、第十条第二項、第十三条第二項及び第十六条に規定する権限及び事務

二 第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供に係る権限及び事務（当該提供の決定及び第十八条第一項第三号の規定により同項第二号に掲げる者に準ずる者を定めるものを除く。）

三 第二十二条第一項及び第三項に規定する権限及び事務（都道府県がんデータベースの整備に係る決定、都道府県がんデータベースに記録し、及び保存する情報の対象範囲の拡大に係る決定並びに同項の匿名化の方法に係る決定を除く。）

2 前項の規定により第十条第二項又は第十三条第二項の事務の委

任が行われた場合においては、第十条第一項又は第十三条第一項中「関係都道府県知事」とあるのは、「関係都道府県知事から第二十四条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者」とする。

## 第五節 情報の保護等

(国等による全国がん登録情報等の適切な管理等)

**第二十五条** 厚生労働大臣及び国立がん研究センターは、第一節から第三節までの規定による事務を行うに当たっては、全国がん登録情報等及びその匿名化を行つた情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 都道府県知事（都道府県の設置する保健所の長並びに前条第一項の規定により権限及び事務の委任を受けた者を含む。第四項、次条、第二十八条第六項、第二十九条第六項及び第三十九条第一項において同じ。）は、第二節及び第三節の規定による事務を行うに当たっては、都道府県がん情報（当該都道府県の区域内の病院等から届出がされた届出対象情報及び都道府県整理情報のうち、まだ全国がん登録データベースに記録されていない情報を含む。以下「都道府県がん情報等」という。）及びその匿名化を行つた情報並びに死亡者情報票に記録され、又は記載された情報について、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

し、当該情報を利用して自ら行つたがんに係る調査研究により得られた知見と併せて、がん対策の充実を図るために活用するものとする。

- 2 国及び都道府県は、前項に規定する知見に基づき、がん医療の提供を行う病院及び診療所に対し、その提供するがん医療の分析及び評価に資する情報その他のがん医療の質の向上に資する情報を提供するものとする。

- 3 国及び都道府県は、第一項の情報を利用して作成した統計その他同項に規定する知見について、国民が理解しやすく、かつ、がん患者のがんの治療方法の選択に資する形で公表するよう努める

とともに、これらを活用したがん患者及びその家族その他の国民に

対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

- 4 市町村は、第十九条第一項及び第二十一条第二項の規定により提供を受けた全国がん登録情報、都道府県がん情報等を活用して、その行うがん検診の質の向上その他のがん対策の充実に努めるものとする。

(病院及び診療所による活用)

- 第四十七条** がん医療の提供を行う病院及び診療所の管理者は、当該病院及び診療所に係るがん診療情報、第二十条の規定により提供を受けた情報、前条第二項の情報等を活用して、がん患者及びその家族に対してがん及びがん医療について適切な情報の提供を行うよう努めるとともに、その提供するがん医療の分析及び評価等を通じたその質の向上に努めるものとする。

(研究者による活用)

**第四十八条** 全国がん登録及びがん診療情報の収集により得られた情報の提供を受けた研究者は、その行うがんに係る調査研究を通じて、がん医療の質の向上等に貢献するよう努めるものとする。

## 第五章 雜則

(人材の育成)

**第四十九条** 国及び都道府県は、がん登録に関する事務又は業務に

従事する人材の確保及び資質の向上のため、必要な研修その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(意見の聴取)

**第五十条** 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、第

十五条第二項に規定する審議会等の意見を聴かなければならぬ。

一 第二条第一項、第十五条第一項、第二十二条第一項第二号及び第二項、第二十七条並びに第三十二条の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合

二 第五条第一項第四号から第七号まで、第九号（死亡の原因に

関する事項を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）及び第

十号、第六条第一項第四号から第七号まで及び第九号、第十七条第一項第三号並びに第二十条（生存確認情報を定める厚生労働省令に係る部分に限る。）の厚生労働省令の制定又は改廃をしようとする場合

(事務の区分)

- 第五十一条** 第六条（第三項及び第四項を除く。）、第七条、第八

## ○がん登録等の推進に関する法律施行令(抄)

(平成二十七年九月九日)

(政令第三百二十三号)

改正 令和 元年 六月二八日政令第四四号

がん登録等の推進に関する法律施行令をここに公布する。

### がん登録等の推進に関する法律施行令

内閣は、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二条第一項、第五条第二項、第十二条第二項、第十五条第一項及び第二項、第二十二条第一項及び第二項ただし書、第二十四条第一項、第二十七条、第三十二条、第四十条第一項並びに第四十二条第一項並びに附則第二条第一項及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### (がんの範囲)

**第一条** がん登録等の推進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める疾病は、次に掲げる疾病とする。

- 一 悪性新生物及び上皮内がん
- 二 髄膜又は脳、脊髄、脳神経その他の中枢神経系に発生した腫瘍(前号に該当するものを除く。)
- 三 卵巣腫瘍(次に掲げるものに限る。)
  - イ 境界悪性漿液性乳頭状のう胞腺腫
  - ロ 境界悪性漿液性のう胞腺腫
  - ハ 境界悪性漿液性表在性乳頭腫瘍

二 境界悪性乳頭状のう胞腺腫

ホ 境界悪性粘液性乳頭状のう胞腺腫

ヘ 境界悪性粘液性のう胞腫瘍

ト 境界悪性明細胞のう胞腫瘍

四 消化管間質腫瘍(第一号に該当するものを除く。)

(有用性が認められない届出)

**第二条** 法第五条第二項の政令で定める届出は、原発性のがんについて初回の診断が行われた日(当該がんについて複数の法第六条第一項に規定する病院等において診断が行われたことにより、当該日が複数ある場合にあっては、最も早い日)から起算して五年を経過した日の属する年の翌年の一月一日以後に行われる当該がんについての届出とする。

(がんに罹患した者が生存しているか死亡したかの別を調査する期間)

**第三条** 法第十二条第二項の政令で定める期間は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日(原発性のがんが複数あることにより、当該日が複数ある場合にあっては、最も早い日。次条第一項において同じ。)から起算して百年を経過した日の属する年の十二月三十一日までとする。

(全国がん登録データベースにおけるがんに罹患した者の識別ができる状態での全国がん登録情報の保存期間等)

**第四条** 法第十五条第一項のがんに罹患した者の識別ができる状態で保存する必要があると認められる期間として政令で定める期間

は、がんに罹患した者の原発性のがんについて初回の診断が行われた日から起算して百年を経過した日の属する年の十二月三十一日までとする。

2 法第十五条第一項の全国がん登録情報の匿名化を行わなければならぬ期間は、前項に規定する日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

（審議会等）

第五条 法第十五条第二項の政令で定める審議会等は、厚生科学審議会とする。

（全国がん登録に類する事業等）

第六条 法第二十二条第一項第一号の政令で定める事業は、都道府県が当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報収集し、データベース（情報の集合物であつて、当該情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）に記録し、及び保存する事業とする。

2 法第二十二条第一項第二号の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該都道府県の区域内の法第六条第一項に規定する病院等の管理者

二 当該都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。）

三 当該都道府県の区域内において事業を行う診療に関する学識経験者の団体

四 当該都道府県の区域内にその事業場が所在する労働安全衛生

法（昭和四十七年法律第五十七号）第二条第三号に規定する事業者

五 国立研究開発法人国立がん研究センター

六 公益財団法人放射線影響協会（昭和三十五年九月三十日に財団法人放射線影響協会という名称で設立された法人をいう。）

七 公益財団法人放射線影響研究所（昭和五十年四月一日に財団法人放射線影響研究所という名称で設立された法人をいう。）

八 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者及び同法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合

九 前各号に掲げる者のほか、都道府県知事ががんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として指定する者

3 都道府県知事は、前項第九号の規定によりがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者の指定をしようとするときは、あらかじめ、法第十八条第二項に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（がんに係る調査研究のために利用されることが想定される情報）

報

第七条 法第二十二条第二項ただし書の政令で定める情報は、同条

第一項第一号に該当する情報及び当該都道府県に係る都道府県がん情報とする。

**第八条** 法第二十四条第一項の政令で定める者は、都道府県知事が法第一条に規定するがん医療等について科学的知見を有する者として指定する者とする。

2 第六条第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（国等による全国がん登録情報及び都道府県がん情報の保有の期間の限度）

**第九条**

全国がん登録情報に係る法第二十七条の政令で定める期間は、全国がん登録情報について法第二章第三節の規定による利用（同条に規定する受領情報の利用を含む。以下この条及び次条において「情報の利用」という。）を開始した日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日が早い日までの間とする。ただし、全国がん登録情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として厚生労働省令で定める場合については、当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日がん登録情報について情報の利用を開始した日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日が早い日までの間とする。

2 都道府県がん情報に係る法第二十七条の政令で定める期間は、

都道府県がん情報について情報の利用を開始した日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該都道府県

がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のはいずれか早い日までの間とする。ただし、都道府県がん情報を長期にわたり分析する必要がある場合その他のがんに係る調査研究に必要な場合として都道府県の規則で定める場合については、当該都道府県がん情報について情報の利用を開始した日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日がん情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間とする。

**第十条** 全国がん登録情報に係る法第三十二条の政令で定める期間

は、法第二章第三節の規定により全国がん登録情報の提供を受けた日から起算して五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日がん登録情報を利用するがんに係る調査研究の目的に係る情報の利用に必要な場合として厚生労働省令で定める場合については、当該全国がん登録情報の提供を受けた日から起算して十五年を経過した日の属する年の十二月三十一日又は当該全国がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日がん登録情報を利用するがんに係る調査研究を実施する期間の末日のいずれか早い日までの間とする。

2 都道府県がん情報に係る法第三十二条の政令で定める期間は、

都道府県がん情報に係る法第三十二条の政令で定める期間は、

## ○がん登録等の推進に関する法律施行規則(抄)

(平成二十七年九月九日)

死亡の日のうち最も早い日を含む都道府県整理情報又は死亡者新規がん情報において得られた情報に含まれる住所とする。  
(がんの発生が確定した日)

(厚生労働省令第百三十七号)

がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第五条第一項、第六条第一項及び第二項、第十条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項、第十四条、第十七条第一項、第二十条及び第四十三条並びにがん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号)第九条第一項及び第十条第一項並びに附則第二条第四項の規定に基づき、がん登録等の推進に関する法律施行規則を制定する。

### がん登録等の推進に関する法律施行規則

(がんの初回の診断に係る住所)

**第一条** がん登録等の推進に関する法律(以下「法」という。)第

五条第一項第二号の厚生労働省令で定める場合は、当該がんに罹患した者の同一のがんについて、当該がんに罹患した者に係る都道府県整理情報(法第八条第一項に規定する都道府県整理情報をいう。以下この条において同じ。)が複数ある場合又は都道府県整理情報及び死亡者新規がん情報(法第十二条第一項に規定する死亡者新規がん情報をいう。次項及び第十八条において同じ。)のいずれもある場合とする。

2 法第五条第一項第一号の厚生労働省令で定める住所は、都道府

県整理情報に含まれる診断日又は死亡者新規がん情報に含まれる

**第二条** 法第五条第一項第三号の厚生労働省令で定める日は、病院等(法第六条第一項に規定する病院等をいう。以下同じ。)において、当該がんについて初回の診断が行われた日(当該がんについて複数の病院等において診断が行われたことにより、当該日が複数ある場合にあっては、最も早い日)とする。

(がんの種類)

**第三条** 法第五条第一項第四号及び法第六条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 原発部位

二 細胞型又は組織型

三 性状

四 異型度、分化度又は表現型  
(がんの進行度)

**第四条** 法第五条第一項第五号及び法第六条第一項第五号の厚生労働省令で定める事項は、病院等において、当該病院等における当該がんの初回の治療の前及び初回の治療を目的とした手術を行つた場合における当該手術の後に診断された当該がんの進行度とする。

(がんの発見の経緯)

勵省令で定める事項は、次に掲げる事項のうち、当該がんを発見するに至つたものとする。

- 一 がん検診又は健康診査
- 二 当該がん以外のがんを含む疾病的診療
- 三 死体の解剖
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該がんを発見するに至つた事項

（がんの治療の内容）

**第六条** 法第五条第一項第七号及び法第六条第一項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるがんの治療のうち当該がんの治療のために行われたもの（第一号に掲げる治療を行つた場合にあつては、当該治療の範囲及び目的を含む。）に係る実施状況その他の当該治療の内容に関する事項とする。

- 一 手術（第四号に掲げるものを除く。）
- 二 放射線療法
- 三 化学療法（次号に掲げるものを除く。）
- 四 内分泌療法
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該がんの治療のために行われたもの

（がんの診断又は治療を行つた病院又は診療所）

**第七条** 法第五条第一項第八号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二条に定めるがんの発生が確定した日を都道府県知事に届け出た病院等の名称その他の当該病院等を識別するための情報

- 二 当該がんに係る初回の治療（当該がんについて複数の病院等において治療が行われたことにより、病院等における初回の治療が複数ある場合にあつては、最も早い日に行われた初回の治療）を行つた病院等の名称その他の当該病院等を識別するための情報

（がんに罹患した者の生存確認情報）

**第八条** 法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める日は、法第十二条第一項に規定する全国がん登録情報等について死亡者情報票（法第十二条第一項に規定する死亡者情報票をいつ。以下同じ。）と照合を行つた結果その死亡が確認されない者については、当該照合を行つた死亡者情報票のうち最も遅い日に死亡した者に係る死亡者情報票に記載された年の十二月三十一日とする。ただし、全国がん登録情報等と死亡者情報票との照合を行う前にあつては、当該者に係る第十二条に定める日のうち最も遅い日とする。

- 2 法第五条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は、死亡者情報票に記録された死亡の原因とする。

（その他の登録情報）

**第九条** 法第五条第一項第十号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働大臣ががんに罹患した者を識別するために当該者に付した番号
- 二 厚生労働大臣ががんに罹患した者の当該がんを識別するため

に当該がんに付した番号（当該がんに罹患した者が複数のがんに罹患した場合にあつては、当該罹患の順を識別するために当該複数のがんに付した番号を含む。）

三 病院等ががんに罹患した者の診療録に付した番号

四 病院等におけるがんの初回の診断の根拠となつた診断方法

五 病院等が治療を行つたがんについて、当該病院等が初回の診断を行う以前に当該がんの診断を行つた病院等の有無

六 病院等が治療を行つたがんについて、当該病院等が初回の治療を行う以前に当該がんの治療を行つた病院等の有無

（届出を行う期間）

第十条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める期間は、同項第二号の厚生労働省令で定める日の属する年の翌年の十二月三十一日までとする。

（病院等に関する届出対象情報）

第十一条 法第六条第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病院等の所在地及び管理者の氏名とする。

第十二条 法第六条第一項第二号の厚生労働省令で定める日は、当該病院等において、当該がんの初回の診断が行われた日とする。  
（その他の届出対象情報）

第十三条 法第六条第一項第九号の厚生労働省令で定める事項は次のとおりとする。

一 当該病院等ががんに罹患した者の診療録に付した番号

二 当該病院等におけるがんの初回の診断の根拠となつた診断方法

三 当該病院等が治療を行つたがんについて、当該病院等が初回の診断を行う以前に当該がんの診断を行つた病院等の有無

四 当該病院等が治療を行つたがんについて、当該病院等が初回の治療を行う以前に当該がんの治療を行つた病院等の有無  
（診療所の指定）

第十四条 法第六条第一項に規定する診療所の指定は、当該指定を受けようとする診療所の開設者の申請により行う。

（審査等のための調査事項）

第十五条 法第十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、がんに罹患した者の氏名、がんの種類その他の法第六条第一項に規定する届出対象情報とする。

（死亡者情報票に記載する情報）

第十六条 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報は、死亡した者に関する氏名、性別、生年月日、死亡の時における住所、死亡の日、死亡の原因、死亡診断書の作成に係る病院又は診療所の名称及び所在地その他的人口動態調査令施行細則（昭和二十三年厚生省令第六号）様式第一号により届け出られた情報とする。  
（死亡者情報票との照合のための調査事項）

第十七条 法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 がんに罹患した者の氏名その他の法第六条第一項第一号に規

## ○生活保護法

( 抄 )

(昭和二十五年五月四日)

(法律第一百四十四号)

## 第七回 通常国会

する。

(昭二六法一六八・平二五法一〇四・平三〇法四四・令三

法六六・令六法二一・一部改正)

(返還命令)

労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

(平二五法一〇四・追加、平三〇法四四・一部改正)

**第七十八条の二** 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

一 極めて生活の困窮に陥る者に対する援助金又は負担金の交付条件に違反したとき。

二 詐偽その他不正な手段をもつて、援助金又は負担金の交付を受けたとき。

三 保護施設の経営について、當利を圖る行為があつたとき。

四 保護施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。

(返還の免除)

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該

保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就

**第十三章 雜則**

(平二五法一〇四・旧第十一章繰下・旧第十一章繰下)  
(受給者番号等の利用制限等)

## 第八十条の二 厚生労働大臣、保護の実施機関、都道府県知事、市町村長、指定医療機関その他の保護の決定若しくは実施に関する事務若しくは被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務又は

これらに関連する事務（以下この項及び次項において「保護の決定・実施に関する事務等」という。）の遂行のため受給者番号等（公費負担者番号（厚生労働大臣が保護の決定・実施に関する事務等において保護の実施機関を識別するための番号として、保護の実施機関ごとに定めるものをいう。）及び受給者番号（保護の実施機関が被保護者に係る情報を管理するための番号として、被保護者ごとに定めるものをいう。）をいう。以下この条において同じ。）を利用する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）は、当該保護の決定・実施に関する事務等の遂行のため必要がある場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

### 2 厚生労働大臣等以外の者は、保護の決定・実施に関する事務等

の遂行のため受給者番号等の利用が特に必要な場合として厚生労働省令で定める場合を除き、何人に対しても、その者又はその者以外の者に係る受給者番号等を告知することはならない。

3 何人も、次に掲げる場合を除き、その者が業として行う行為に關し、その者に対し売買、貸借、雇用その他の契約（以下この項において「契約」という。）の申込みをしようとする者若しくは申込みをする者又はその者と契約の締結をした者に対し、当該者

又は当該者以外の者に係る受給者番号等を告知することを求めてはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、前項に規定する厚生労働省令で定める場合に、受給者番号等を告知することを求めるとき。

4 何人も、次に掲げる場合を除き、業として、受給者番号等の記録されたデータベース（その者以外の者に係る受給者番号等を含む情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体的に構成したもの）をあつて、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているもの（以下この項において「提供データベース」という。）を構成してはならない。

一 厚生労働大臣等が、第一項に規定する場合に、提供データベースを構成するとき。

二 厚生労働大臣等以外の者が、第二項に規定する厚生労働省令で定める場合に、提供データベースを構成するとき。

5 厚生労働大臣は、前二項の規定に違反する行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して、これらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、当該行為を中止することを勧告し、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

## ○生活保護法施行規則 (抄)

(抄)

(厚生省令第一二十一号)

ないときとして厚生労働省令で定めるときは、保護の実施機関の責めに帰すべき事由によつて、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなつたときとする。

(平三〇厚労令一一七・追加)

(費用等の徴収)

**第二十二条の四** 法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による

申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによつて行うものとする。

一 被保護者の氏名及び住所又は居所

二 保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）又は就労自立給付金の一部を、法第七十七条の二第一項又は第七十八条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨

2 保護の実施機関は、前項の規定による申出書の提出があつた場合であつて当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たつては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができる範囲で行うものとする。

(平二六厚労令五七・追加、平三〇厚労令一一七・旧第二十二条の三繰下・一部改正)

(法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者等)

**第二十二条の五** 法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める者

は、次に掲げる者とする。

一 厚生労働大臣

二 地方厚生局長又は地方厚生支局長

三 保護の実施機関

四 法第八十条の二第一項に規定する保護の決定及び実施に関する事務等について保護の実施機関から委託を受けた者

五 都道府県知事

六 市町村長

七 指定医療機関等

八 法第四十九条の規定による指定を受けない医療機関

九 指定介護機関

十 支払基金

十一 国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険

団体連合会

十二 国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

2 法第八十条の二第一項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 高齢者の医療の確保に関する法律第七条第二項に規定する保険者又は後期高齢者医療広域連合が、同法第七条第一項に規定する医療保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第二百九十二号）第十五

条第一項第五号ハに掲げる業務又は同号ヘに掲げる業務（同号ハに掲げる業務に附帯する業務に限る。）を行う場合

三 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

第十条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者又は同法第三十四条第一項に規定する認定仮名加工医療情報作成事業者が、それぞれ同法第二条第六項に規定する匿名加工医療情報作成事業又は同条第七項に規定する仮名加工医療情報作成事業を行う場合

四 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第二条第五項に規定する医療情報取扱事業者が、同法第五十二条第一項各号又は第五十七条第一項各号に掲げる事項について通知を受けた本人に係る同法第二条第一項に規定する医療情報を取得する場合

五 前三号に掲げる場合のほか、法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等を利用しようとする者が、次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定めるものを行う場合

イ 国の行政機関（前項第一号及び第二号に掲げる者を除く。）

適正な保護の決定及び実施に関する事務等の遂行に資する施策の企画及び立案に関する調査

ロ 大学、研究機関その他の学術研究を目的とする機関又は団体 疾病の原因並びに疾病の予防、診断及び治療の方法に関する

する研究その他の公衆衛生の向上及び増進に関する研究

ハ 民間事業者 医療分野の研究開発に資する分析（特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。）

六 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項に規定する健康診断、健康増進法第十九条の二の規定に基づく健康増進事業その他の健康診断を実施する機関が、当該健康診断を実施する場合

（令六厚劳令二四・追加、令六厚劳令五六・一部改正）

（法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務）

第二十二条の六 法第八十条の四第一項の厚生労働省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 医療の給付に関する事務

二 法第五十五条の八第一項に規定する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務

（令六厚劳令二四・追加）

（法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるもの）

第二十二条の七 法第八十条の四第二項の厚生労働省令で定めるものは、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十二条第一項の規定による給付又は支給を行う國とする。

（令六厚劳令五六・追加）

（厚生労働大臣への通知）

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(抄)

(平成元年六月三十日)

(法律第六十四号)

第一百四回通常国会

宇野内閣

改正	平成二年	六月一九日法律第	五八号	同	三年	五月一八日同	第四九号
同	九年一二月一七日同	第一二四号	同	三年	六月一一日同	第六六号	
同	一年一二月一二日同	第一六〇号	同	四年	五月二〇日同	第四七号	
同	一二年六月七日同	第一一一号	同	四年	六月一七日同	第六八号	
同	一七年四月一日同	第二五号	同	四年一月九日同	第九六号		
同	一七年六月一九日同	第七七号	同	五年	五月一九日同	第三一号	
同	一八年三月三一日同	第二〇号	同	同	同	同	
同	一八年六月二日同	第五〇号	同	同	同	同	
同	一八年六月二二日同	八三号	同	同	同	同	
同	一三年六月二二日同	第七二号	同	同	同	同	
同	一三年六月一四日同	第七四号	同	同	同	同	
同	一三年八月二〇日同	第一〇五号	同	同	同	同	
同	二六年六月一五日同	第八三号	同	同	同	同	
令和元年五月一二日同	第九号		同	同	同	同	
(同二年六月一二日同)	第五二号		同	同	同	同	
同二年六月一二日同	第五二号		同	同	同	同	

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律を(二)に公布する。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律

(平一七法一五・平二六法八三・改称)

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 地域における医療及び介護の総合的な確保(第三条—第十二条)

第三章 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分析等の推進(第十二条の二・第十二条)

第三章の二 電磁的方法による処方箋の提供等の推進(第十二条の二)

第三章の三 再編計画の認定(第十二条の二の二—第十二条の十)

第四章 特定民間施設の整備(第十二条—第十二条)

第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務(第十四条—第二十

（保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報の提供）

**第十二条** 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十七条の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報（以下この項において「医療保険等関連情報」という。）を収集する者、介護保険法第百十八条の十の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報（以下この項において「介護保険等関連情報」という。）を収集する者、その他の保健医療等情報（法律の規定に基づき調査若しくは分析又は利用若しくは提供が行われる医療保険等関連情報、介護保険等関連情報その他の情報であつてその調査若しくは分析又は利用若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚生労働省令で定める情報をいう。以下この項において同じ。）を収集する者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「連結情報照会者」という。）は、保健医療等情報を正確に連結するため、支払基金又は連合会に対し、当該保健医療等情報に係る医療保険被保険者番号等（健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等その他の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号をいう。次項において同じ。）を提供した上で、保健医療等情報を正確に連結するため必要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることができる。

2 支払基金又は連合会は、前項の規定による求めがあつたときは、

連結情報照会者に対し、健康保険法第二百五条の四第一項の規定により委託を受けて行う電子資格確認の事務その他の厚生労働省令で定める事務に係る医療保険被保険者番号等を利用し、前項の厚生労働省令で定める情報を提供することができる。

3 前項の規定により情報の提供を受ける連結情報照会者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を支払基金又は連合会に納めなければならない。

（令二法五二・追加、令三法六六・令四法九六・一部改正）  
**第三章の二 電磁的方法による処方箋の提供等の推進**

（令四法四七・追加）

**第十二条の二** 医師又は歯科医師は、患者又は現にその看護に当たつている者の求めに応じて、医師法（昭和二十二年法律第二百一号）第二十二条第一項又は歯科医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第二十二条第一項の規定によるこれらの者に対する処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）の交付に代えて、支払基金又は連合会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該処方箋を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条及び第三十八条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則 (抄)

(平成元年六月三十日)

(厚生省令第三十四号)

改正 平成一二年一二月一六日厚生省令 第一四八号

同 一七年四月一日厚生労働省令第八〇号

同 一七年六月一九日同 第一〇四号

同 一八年三月三一日同 第一〇八号

同 二〇年五月九日同 第一〇七号

同 二一年三月三〇日同 第五四号

同 二三年八月一八日同 第一〇六号

同 二四年一月三〇日同 第一〇号

同 二四年一月三〇日同 第一〇号

同 二四年三月一三日同 第一〇号

同 二六年六月一五日同 第七一号

同 二七年三月三一日同 第五七号

同 二八年三月三一日同 第五三号

同 二九年三月三一日同 第三〇号

令和 二年三月三一日同 第七四号

同 二年六月一二日同 第一二二号

同 三年三月三一日同 第八三号

同 三年五月二八日同 第一〇一号

三年九月三〇日同

四年九月二二日同

四年一二月二八日同

五年九月二九日同

六年二月二日同

六年九月三〇日同

六年一月二九日同

六年一二月一〇日同

六年九月三〇日同

六年一月二九日同

六年九月三〇日同

六年一月二九日同

六年九月三〇日同

六年一月二九日同

六年九月三〇日同

六年九月三〇日同

六年九月三〇日同

六年九月三〇日同

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三号イ、第四条第二項第十号及び第十五条第一項の規定に基づき、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則

(平一七厚労令八〇・平二六厚労令七一・改称)

(法第二条第三項の厚生労働省令で定める施設又は設備)

**第一条** 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第三項の厚生労働省令で定める施設又は設備は、地域における創意工夫を生かしつつ、当該地域の実情に応じ、主として老人が当該地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業に係る施設又は設備（同条第二項に規定する介護給付等対象サービス等を提供する施

險者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業に  
関する事務

四 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条第一項  
若しくは第十三条第一項の健康診査又は第十七条の二第一項の  
産後ケア事業の対象者に係る確認に関する事務

（令六厚労令一三三・追加）

（法第十二条第一項の厚生労働省令で定める情報等）

第八条 法第十二条第一項の調査若しくは分析又は利用若しくは提

供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するものとして厚  
生労働省令で定める情報は、次の表の上欄に掲げる情報とし、同  
項の厚生労働省令で定める者は、同欄に掲げる情報の区分に応じ、  
それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

厚生労働省令で定める情報等	厚生労働省令で定める者
健康保険法第七十七条第一項に規定する診療等関連情報	厚生労働省令で定める者
健康保険法第七十七条第一項に規定する診療等関連情報	厚生労働省令で定める者
児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病	厚生労働省令で定める者

関連情報	の委託を受けた者
介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から医療保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者
介護保険法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報	高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から介護保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者
介護保険法第百五十九条の九の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第二項に規定する調査に係る事務の委託を受けた者	高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から同法第七十七条第一項に規定する調査及び研究に係る事務の委託を受けた者
医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第一項に規定する認定匿名加工医療情報に関する法律第十一条に規定する認定匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第十九条第一項に規定する医療第三十四条第一項に規定する認定匿名加工医療情報作成事業者及び同法	高齢者の医療の確保に関する法律第十七条の規定により厚生労働大臣から医療保険等関連情報の調査及び分析を行う事務の委託を受けた者

情報	定仮名加工医療情報作成事業者
----	----------------

2 法第十二条第一項の厚生労働省令で定める番号、記号その他の符号は、健康保険法第百九十四条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、船員保険法第百四十三条の二第一項に規定する被保険者等記号・番号等、防衛省の職員の給与等に関する法律第

二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等、私立学校教職員共済法第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等、

国家公務員共済組合法第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、国民健康保険法第百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号等、地方公務員等共済組合法第百四十四条の

二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等、高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び生活保護法第八十条の二第一項に規定する受給者番号等とする。

（令四厚労令一七四・追加）

（電磁的方法による処方箋の提供）

第九条 法第十二条の二第一項の規定による支払基金又は連合会に対する処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（令四厚労令一七四・追加）

（電磁的方法により処方箋に記録された情報の閲覧等）

第十条 法第十二条の二第二項の規定による情報の閲覧は、情報提供等記録開示システム（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。第十五条第二項において同じ。）を通じて行うものとする。

2 法第十二条の二第二項の規定による調剤を実施する薬局に対する

処方箋の提供は、厚生労働大臣が定める情報の送付方法により行うものとする。

（令四厚労令一七四・追加）

（法第十二条の二第三項の厚生労働省令で定めるとき）

最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない場合（以下「連合会」という。）に対し提供した医療保険被保険者番号等（法第十二条第一項に規定する医療保険被保険者番号等をいう。）により特定される者のそれぞれについて最初に定められた医療保険被保険者番号等を復号することができない

い方法により暗号化したものとする。

4 法第十二条第二項の厚生労働省令で定める事務は、前条第一号に掲げる事務とする。

（令三厚労令一六七・追加、令四厚労令一七四・令五厚労令一二六・令六厚労令一三三・令六厚労令一五五・一部改正）